

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年11月19日

発注者

国立大学法人琉球大学長 大城 肇

1 工事概要等

- (1) 工事名 琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 沖縄県中頭郡西原町字千原59番地（琉球大学千原団地構内）
- (3) 工事内容 台風24号の襲来により災害したガラスハウスの修繕を行う。
- (4) 工期 平成31年3月29日まで。
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式参加承諾願は、4(1)に提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成29、30年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が「C又はD」等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「配置予定技術者の資格」及び「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ① 公共施設の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
また、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。なお、技術者の配置期間及び兼任等についての緩和措置を適用する場合は、下記4(1)に連絡すること。

- ① 平成15年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、
経常建設共同企業体にあっては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経
験を有していればよい。
- ② 1級又は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する
者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が
必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明
示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記①ただし書きの記述に該当する者以外の者につ
いても、上記②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる
こと。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以
下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「建設
工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施
第345号文教施設企画部長通知）に基づく）又は琉球大学長から指名停止を受けて
いないこと。
- (8) ~~上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連がある建設業者でないこと。~~
- (9) 沖縄本島内に、平成29・30年度の文部科学省における建設工事に関わる一般競
争（指名競争）参加資格の認定を受けた、建設業法（第3条第1項）及び建設業法施行令
（第1条）に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は
人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入
札説明書参照）。）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの
として、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者で
ないこと。（入札説明書参照）

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」を
もって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)(3)によって得
られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らない
こと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決
定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高10点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項
目の評価点数の合計とする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって
得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」を

もって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

① 企業の技術力

- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

② 企業の信頼性・社会性

- ・地域精通度
- ・法令遵守（コンプライアンス）
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学施設運営部施設企画課施設総務係

電話 098-895-8177

FAX 098-895-8077

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年11月19日から平成30年11月29日まで

上記4(1)に同じ。

入札説明書等の交付に当たっては、無料とする。入札説明書等は、国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>）の調達関連情報よりダウンロードできる。

図面等については、平成30年12月5日までに上記ホームページの調達関連情報に掲載する。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成30年11月19日から平成30年11月29日まで

上記4(1)に同じ。

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

(4) 入札執行の日時及び場所

入札書は、平成30年12月17日午前12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること。

（郵送による提出は認めない。）。

開札は、平成30年12月18日午後2時00分。琉球大学本部管理棟4階第一会議室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人琉球大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行

保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 契約書の作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細

入札説明書による。

入札説明書

琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成30年11月19日
- 2 発注者 国立大学法人琉球大学長 大城 肇
- 3 工事概要等
- (1) 工事名 琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事
 - (2) 工事場所 沖縄県中頭郡西原町字千原59番地（琉球大学千原団地構内）
 - (3) 工事概要 工事概要書のとおり。
 - (4) 工期 平成31年3月29日まで。
 - (5) 使用する主要な資機材 工事概要書のとおり。
 - (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/top/index.html>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、施設運営部施設企画課施設総務係に紙入札方式参加承諾願（別記様式1）を提出して行うものとする。
 - (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- 4 競争参加資格
- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第1項及び第2項の各号に該当しない者であること。
 - (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成29、30年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が「C又はD」等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 下記6(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」、「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」、「工事成績」の欠格に該当しないこと。
 - (5) 平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20

%以上の場合のものに限る。)。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

① 公共施設の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条及び建設業法施行令第27条に該当する場合は、専任とする。なお、技術者の配置期間及び兼任等についての緩和措置を適用する場合は、下記7に連絡すること。

① 平成15年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

② 1級又は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記①ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省（「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく）又は琉球大学長から指名停止を受けていないこと。

~~(8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは大手面において関連がある建設業者でないこと。~~

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 沖縄本島内に、平成29・30年度の文部科学省における建設工事に関わる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた、建設業法（第3条第1項）及び建設業法施行令（第1条）に基づく本社（本店）、支店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

② 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

(1) ~~上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~

(2) ~~上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。~~

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ), (ロ)の要件に該当する者のうち、(2)(3)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高10点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ・加算点 = 当該提出者の各評価項目の評価点数の合計
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- ・評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

	評価項目	評価基準及び評価方法	評価点数	
			配点	満点
A 企 業 の 技 術 力	企業の施工能力 同種工事 (※1) の 施工実績	国、特殊法人等(※注)及び地方公共団体が発注する同種工事(※1)の実績あり。	1	1
		その他発注者による同種工事(※1)の実績あり。	0.5	
		同種工事(※1)の実績なし。	欠格	
	工事成績 工事成績相互利用登録発注機関(別表2)が発注した建築一式工事における平成28年度(過去2年度)以降に完成した工事成績の平均 ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	工事成績相互利用登録発注機関(別表2)が発注した建築一式工事における平成28年度(過去2年度)以降に完成した工事成績の平均 ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	3	3
		8.4点以上		
		8.1点以上8.4点未満		
		7.8点以上8.1点未満		
		7.5点以上7.8点未満		
		7.2点以上7.5点未満		
		7.2点未満(含実績無し)		
		各年度の平均点が2年連続で6.5点未満		
		文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行	欠格	

		った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に 関わる重大な問題が発生した事例がある。		
配置予定 技術者の 能力	同種工事 (※1) の 施工実績	国、特殊法人等(※注)及び地方公共団体が発注 する同種工事(※1)において、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験有り。	1	1
		その他の発注者による同種工事(※1)において、 主任(監理)技術者又は現場代理人としての経 験有り。	0.5	
		同種工事(※1)において、主任(監理)技術者 又は現場代理人以外での経験有り。	0	
		同種工事(※1)の経験なし。	欠格	
工事成績	同種工事(※1)の施工経験として挙げた工事の 平成26年度から平成30年度(過去4年度) に完成した主任(監理)技術者又は現場代理人 としての工事成績(工事成績相互利用登録発注 機関(別表2)が発注した工事) ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基 づく工事成績		3	
	83点以上		3	
	82点以上83点未満		2.7	
	81点以上82点未満		2.4	
	80点以上81点未満		2.1	
	79点以上80点未満		1.8	
	78点以上79点未満		1.5	
	77点以上78点未満		1.2	
	76点以上77点未満		0.9	
	75点以上76点未満		0.6	
	72点以上75点未満		0.3	
	72点未満(含実績無し)		0	

			65点未満	欠格	
B 企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	法令遵守 (コンプライアンス等の取組に関する認定状況)	事故及び不誠実な行為	沖縄県における文部科学省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行あり。	-2	0
			沖縄県における文部科学省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行なし。	0	
地域精通度		拠点の有無	当該工事施工地域に技術者・資機材等の拠点(※4)あり。	1	1
			当該工事施工地域に技術者・資機材等の拠点(※4)なし。	0	
ワーク・ライフ・バランス等の推進		ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	以下のいずれかの認定あり。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)	1	1
			認定なし	0	
合計				10	

(※注) 特殊法人等には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

(※1) 「同種工事」とは、「平成15年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、公共施設の新設又は改修工事を施工した実績をいう(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。経営建設共同企業体にあっては、経営建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。

(※4) 「技術者・資機材等の拠点」とは、本店、支店及び技術者が常駐している拠点をいう。

7 担当部局

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
 琉球大学 施設運営部 施設企画課 施設総務係
 電話 098-895-8177
 FAX 098-895-8077

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人琉球大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成30年11月19日から平成30年11月29日までの（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）午前10時から午後5時まで。
② 提出先： 上記7に同じ。
③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより行うものとする。

電子入札における申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり申請書の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、次に掲げるところに従い、別記様式2により作成すること。
(3) 資料は次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績、③の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成15年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績（別紙2）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6(3)表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

- ② 工事成績（別紙3）

建築一式工事における平成28年度から平成30年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、建築一式工事における平成28年度から平成30年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成28年度から平成30年度に完成し、工事成績を

受けた全ての建築一式工事の通知書が出されなかった場合、又は下記ⅲ) の工事の品質に関わる問題に申し告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- i) 上記 6 (3) 表中において、2年連続で年度の平均点が 65 点未満である場合。
- ii) 経常建設共同企業体又はその構成員が i) に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。
- iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成 28 年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア) ~エ) に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、6 (3) 表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表 1 に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙 4）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記 4 (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記 6 (3) 表中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は 1 件下さい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記 6 (3) 表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする ((ii) を含む。)。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービ

ス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事のうち、平成26年度から平成30年度に完成した工事成績を記載すること。（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかつた場合には、落札の取り消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- ・上記6(3)表中「工事成績」において、65点未満である場合。

iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙5）

沖縄地区において、文部科学省又は国立大学法人琉球大学長から指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヵ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について記載すること。

⑤ 地域の精通度（別紙6）

当該工事施工地域において、本店、支店、技術者が常駐する営業所等の拠点又は工事関連の資機材等を保管する倉庫等の有無を記載する。

なお、当該施工地域の範囲は、次の市町村とする。

うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市、糸満市

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙7）

ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する以下のいずれかの認定の有無を記載する。認定を受けている場合はその認定証の写しも提出すること。また一般事業主行動計画策定済みの場合はその写しを提出する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下の中に限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(4) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成30年12月5日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 国立大学法人琉球大学長（担当者を含む）は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。
- ⑥ 申請書等の提出書類の容量が大きく、電子入札システムを利用してファイルを提出することが出来ない場合は、提出書類全てを提出期限までに必着で郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。

なお、この場合は、申請書等の提出書類に代えて、郵送又は持参する旨を記載した書類（様式は自由）を電子入札システムを利用して提出すること。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人琉球大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 平成30年12月12日 午後5時
- ② 提出先： 上記7に同じ。
- ③ 提出方法： 書面により、琉球大学長に対して説明を求めることができる。

(2) 国立大学法人琉球大学長は、説明を求められたときは、平成30年12月19日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問応答は、次により行う。

- ① 提出期間： 平成30年11月19日から平成30年12月10日まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前10時から午後5時まで。
- ② 提出先： 上記7に同じ。
- ③ 提出方法： 質問の有無に関わらず、FAX又は持参し提出すること。また、質問がある場合は、FAXで送信済みの本紙を郵送又は持参し提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は上記7の掲示板及び国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ (<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>) の調達関連情報にて閲覧に供する。

- ① 期間： 平成30年12月12日から平成30年12月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の午前10時から午後5時まで。

11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札日時： 平成30年12月13日の午前10時から平成30年12月17日の午前12時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

(2) 入札場所： 上記7に同じ。

(3) 開札日時： 平成30年12月18日 午後2時00分

- (4) 開札場所： 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学本部管理棟4階第一会議室
- (5) その他： 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人琉球大学長の承諾を得た場合は、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、国立大学法人琉球大学長が指定する日時において再度の入札を行う。
- (5) 電子入札システムでの再度入札書の受付時間は30分間を基準として設定する。なお、再度入札書受付開始予定日時等、各日時情報は電子入札システムの再入札通知書により行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提出又は銀行、国立大学法人琉球大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、国立大学法人琉球大学長（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表3各項に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
入札後、落札業者が不良・不的確な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認めら

れた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 国立大学法人琉球大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、国立大学法人琉球大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊競争加入者心得等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人琉球大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第20条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人琉球大学会計実施規程第31条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人琉球大学会計実施規程第32条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関

への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4(5) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

国立大学法人琉球大学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

21 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき 2 回以内に支払うものとする。（前払い金を含む）

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険に加入するものとする。

23 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面により、国立大学法人琉球大学長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

① 提出先：上記 7 に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(2) 国立大学法人琉球大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

(1) 国立大学法人琉球大学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 9(2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により国立大学法人琉球大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申し立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 7 に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記 7 に同じ。

26 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心

得を遵守すること。競争加入者心得等は国立大学法人琉球大学施設運営部ホームページ（<http://www.sisetu.jim.u-ryukyu.ac.jp/>）にて閲覧するものとする。ホームページが閲覧出来ない場合は、上記7にて受領すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする
- (5) 本工事に経常建設共同企業体又は事業共同組合として、申請を行った場合は、単体有資格者として申請を行うことはできない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は次のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ② I Cカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているカードの認証機関
ただし、技術提案書、応札等の締め切り時間が切迫している場合など、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。
- (11) 図面等については、平成30年12月5日までに上記ホームページの調達関連情報に掲載する。但し、場合によっては実費負担で購入することもある。

質問書

工事名 : 琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事

(会社名)

(代表者)

印

平成 年 月 日 ()

※ 質問がない場合でも「質問なし」と記載のうえ、施設企画課施設総務係(FAX 098-895-8077)まで回答ください。

琉球大学施設運営部

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人理化学研究所
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表2

工事成績相互利用登録機関（平成30年2月16日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課(～H27.9.30) " " 予算課(H27.10.1～)
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。)及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限る)
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。) 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

別表3

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は競争参加資格確認通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

別記様式 1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件であります。今回当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加が出来ないため、今回限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人琉球大学長
大城 肇 殿

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

別記様式2

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

国立大学法人琉球大学長
大城肇殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成30年11月19日付けで公告のありました琉球大学（千原）1号ガラスハウスマルチфункционального здания等改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書8(3)②から⑦に定める内容を記載した書面（別紙2～7）
- 2 上記内容を証明する図面、C O R I N S 等の写し

以上

注）なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）の切手を貼った長3号封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

同種工事の施工実績
 (琉球大学(千原)1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名:

競争参加資格		平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 ① 公共施設の新営又は改修工事を施工した実績を有すること。
工事名称等	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	(千円単位)
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受注形態等	単体／共同企業体(出資比率 %)
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(m ²)
	工事内容	※ 競争参加資格の条件を満たす工事内容であることがわかるよう記載すること。
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無

工事成績
(琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名:

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

工事成績相互利用登録発注機関	平成28年度	平成29年度	平成30年度
a : 各年度の工事件数	a 1=	a 2=	a 3=
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1=	b 2=	b 3=
x : 各年度の平均点 X = b / a	x 1=	x 2=	x 3=
y : 過去2年間の平均点 y = (b1 + b2 + b3) / (a1 + a2 + a3)	y =		

注1 工事成績相互利用登録発注機関とは入札説明書別表2に記載する機関である

注2 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上提出すること

注3 各年度の平均点及び過去2年度以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注4 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成28年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有	・	無
--------------	---	---	---

○事例

工事名			
完成年月日	平成 年 月 日	引渡年月日	平成 年 月 日

具体的な内容(発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等)

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

注2 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、入札説明書の別表1に記載する機関をいう。

配置予定技術者の資格及び工事経験
 (琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名:

氏 名		主任(監理) 技術者	
法令による資格・免許 ※注1		(例) 1級建築施工管理技士 (取得年及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年及び登録番号)	
競争参加資格		平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、①の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。 ① 公共施設の新築又は改修工事を施工した 実績を有すること。	
工事経験の概要 ※注2	工事名称		
	発注者名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(千円単位)	
	工期	平成 年 月 日 ~ 年 月 日	
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他	
	建物用途		
	構造・階数		
	建物規模		
	工事成績 ※注3	点	
工事内容			
CORINS登録	有 (CORINS登録番号) ・ 無		
申請時における他工事の従事状況等 ※注4		工事名	
		発注機関名	
		工期	
		従事役職	
		本工事と重複する場合の対応措置	

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成15年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料（財団法人日本建築情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し）及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注3 工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事で、配置予定技術者が主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した、平成26年度から30年度に完成した工事成績を記載し、工事成績評定の通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注4 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為
 (琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名:

1. 指名停止

沖縄地区において受けた文部科学省又は国立大学法人琉球大学長による指名停止措置のうち、平成30年6月18日（入札日の6ヶ月前）以降に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

- 注 指名停止の通知書の写しを添付すること。
 注 該当がない場合は【該当なし】と記載する。

地 域 の 精 通 度
 (琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名 :

当該工事施工地域において、技術者・資機材等の拠点の有無及び「有」の場合その所在地を記載する。

なお、当該施工地域の範囲は、次の市町村とする。

うるま市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、浦添市、西原町、那覇市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市、糸満市

本 店	有 • 無 (いずれかを選択し○で囲む)
住 所	

支 店	有 • 無 (いずれかを選択し○で囲む)
住 所	

技術者(※)が勤務する営業所等の拠点	有 • 無 (いずれかを選択し○で囲む)
住 所	

※ 技術者とは、別紙4に記載の技術者

資機材等を保管する倉庫等の拠点	有 • 無 (いずれかを選択し○で囲む)
住 所	

ワーク・ライフ・バランス等の推進
(琉球大学(千原) 1号ガラスハウス他天窓等改修工事)
会社名 : _____

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無

認 定	有 無 (いずれかを選択し○で囲む)
えるぼし認定企業 又は 一般事業主行動計画策定済	有 • 無
くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業	有 • 無
ユースエール認定	有 • 無

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下実施規程）第31条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、実施規程第32条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9. 63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の5. 5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、実施規程第32条の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

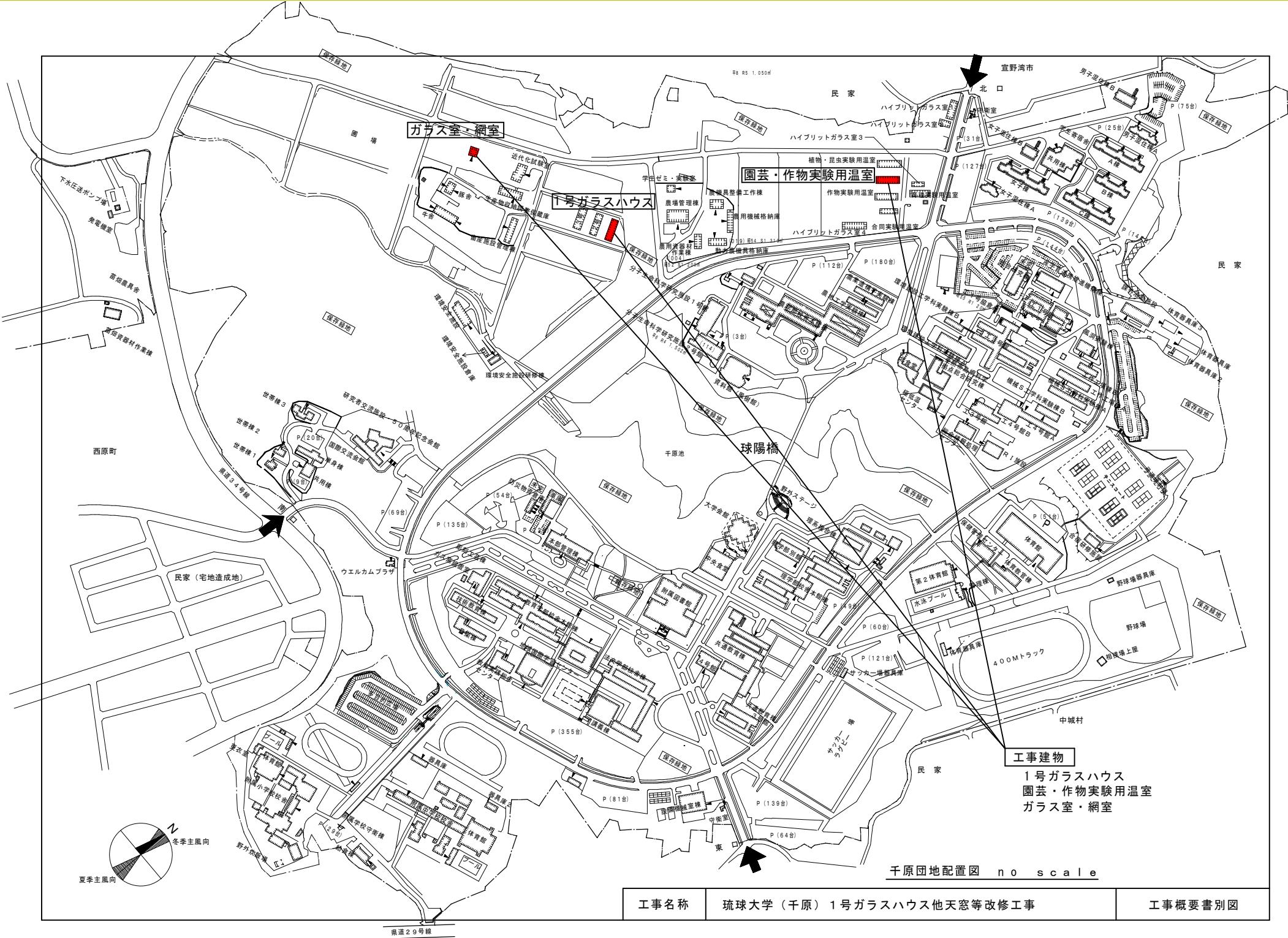
- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

競争参加資格確認提出書類一覧

1. (別記様式1) 紙入札方式参加承諾願（紙入札希望の業者のみ）
2. (別記様式2) 競争参加資格確認申請書（電子入札システムを通しての競争参加資格確認申請の場合は提出しなくともよい。）
3. (別紙2) 同種工事の施工実績
4. (別紙3) 工事成績
5. (別紙4) 配置予定技術者の資格及び工事経験
6. (別紙5) 事故及び不誠実な行為
7. (別紙6) 地域精通度
8. (別紙7) ワーク・ライフ・バランス等の推進
9. 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
10. 別紙2、4に記載した工事に係るC O R I N Sの写し
11. 別紙2、4に記載した工事に係る契約書の写し
12. 別紙2、4に記載した工事が競争参加資格の基準を満たしていることを証明できる図面、特記仕様書等の写し（図面は2、3枚程度でよい）
13. 別紙3に挙げた工事の工事成績評定通知書の写し
14. 別紙4に記載した工事の工事成績評定通知書の写し（記載した工事が工事成績相互利用登録機関発注工事ではない場合は不要）
15. 別紙4に記載した配置予定技術者の資格を証明できるもの（合格証明書、免許証等の写し）
16. 自社の社員であることを証明できるもの（健康保険被保険者証の写し等）
17. 別紙7に記載した認定証の写し
18. その他、各自提出が必要と判断した資料

建築工事概要書

年 度	平成 30 年度			配置・案内図等	別図による	
工 事 名	琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事			本件に関する照会先 契約関係：施設企画課総務係 銘苅・新垣 TEL 098-895-8177 , FAX 098-895-8077		
工 事 場 所	沖縄県中頭郡西原町字千原59番地 (琉球大学千原団地構内)					
完 成 期 限	平成31年 3月29日（金）			台風24号により破損した下記内容の修繕を行う。		
工事範囲表	棟 名 称	1号ガラスハウス	園芸・作物実験用温室	ガラス室・網室	<p>1. 1号ガラスハウスの天窓及び屋根ガラス、出入り口ガラス割れの修繕を行う。</p> <p>2. 園芸・作物実験用温室の天窓及び屋根ガラスの修繕を行う。</p> <p>3. ガラス室・網室の天窓及び屋根ガラス、出入り口ガラス割れ、雨樋（軒樋、縦樋）の修繕を行う。</p>	
	工 事 種 別	天窓改修	天窓改修	天窓改修		
	構 造 ・ 階 数	S 1	S 1	S 1		
	建 築 面 積	(300) m ²	(300) m ²	(120) m ²		
	延 面 積	(300) m ²	(300) m ²	(120) m ²		
	改修延面積	m ²	m ²	m ²		
	※ () 内の数値は、当該既設建物の面積とする。					
主な工事容	基 础	—	—	—		
	屋 根	天窓破損部取替、屋根ガラス破損取替	同左	同左		
	建 具	出入り口ガラス破損取替	—	出入り口ガラス破損取替		
	床	—	—	—		
	内 壁	—	—	—		
	天 井	—	—	—		
	外 壁	—	—	—		
	そ の 他	—	—	雨樋（軒樋、縦樋）取替		



工事請負契約書

工事名 : 琉球大学（千原）1号ガラスハウス他天窓等改修工事

請負代金額 : 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也

(うち消費税額及び地方消費税額は金〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人琉球大学 学長 大城肇と受注者 ○○会社 ○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は沖縄県中頭郡西原町字千原59番地（琉球大学千原団地構内）において施工する。

第3条 着工時期は、平成30年 月 日とする。

第4条 完成期限は、平成31年3月29日とする。

第5条 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納めるものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第7条 請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第8条 請負代金については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。

この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理後、本学の定める日に支払うものとする。

第9条 請負代金（前払金を含む。）の請求書は、琉球大学施設運営部計画整備課に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、琉球大学施設運営部計画整備課に送付するものとする。

第11条 前払金を除く請負代金の支払いは、検査終了後、本学が定める日に支払うものとする。

ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、琉球大学が定めた工事請負契約要領 別記第1号の工事請負契約基準によるものとする。

第13条 別記の琉球大学工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。

第14条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利息率は、「年2.7%」である。

第15条 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり読み替えるものとする。

第36 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第16条 この契約について、発注者、受注者間に紛争が生じたときは、琉球大学所在地を所轄区域とする那覇地方裁判所に調停を依頼するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長 大城肇

受注者 沖縄県
株式会社
代表取締役